(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
茨城県稲敷郡阿見町大字小池字坪ノ内二四六五番一から同町大字吉原字馬立一六二八番一まで	○・○○～二五・二四メートル	三・五六二キロメートル

(四) 指定する期日　令和八年九月三十日

○関東地方整備局告示第二百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十八号	富士吉田市上吉田六丁目七三番一地先から同市上吉田七丁目六八七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月三十日

○北陸地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号及び十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三条市猪子場新田字樋口一〇六六番一から同市猪子場字中谷内八六六番一まで	前	三〇・四三～四六・七九メートル	○・○五八キロメートル
	後	三〇・〇〇～三二・八〇メートル	○・○五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び十七号	三条市猪子場新田字樋口一〇六八番一から同市猪子場字中谷内八六七番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月三十日

○北陸地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号及び二百九十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
魚沼市井口新田字清水上二七七番一三から同市井口新田字下原二四八番一まで	前	一六・九一～二四・五六メートル	○・○五五キロメートル
	後	一七・四五～三二・三三メートル	○・○五五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市東区南紫竹一丁目一二八七番四から同市東区紫竹五丁目一二八一番一まで	前	三三・四八～六七・五九メートル	○・一二〇キロメートル
	後	三三・四八～七三・九六メートル	○・一二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日

東北地方整備局長　小島　優

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　岩手県胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻上渋川六四番一から同町三ヶ尻南花沢一〇番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

備考

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。